

令和4年3月22日  
危機対策課 嶋田 内線 3610  
直 通 076-225-1310  
F A X 076-225-1315

## 営業時間変更の命令違反に係る裁判所への通知について

まん延防止等重点措置の適用期間(1月27日～3月21日)において、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第31条の6第1項の規定に基づき、営業時間変更等の要請を行った県内の飲食店に対して調査等を行い、2月21日、この要請に応じなかった33店舗について、同条第3項の規定に基づき営業時間変更の命令を行いました。

その後、3月21日までの現地調査により、この命令に従わなかったことが確認された31店舗について、本日、裁判所に対して「過料事件通知書」を送付しました。